

2014年2月26日

各 位

会 社 名 シティグループ・インク

(コード番号 8710 東証第一部)

問合せ先 東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号

紀尾井町ビル

弁護士 杉本 文秀

(TEL . 03 - 3511 - 6133)

本邦以外の地域における優先株式シリーズLの発行について

シティグループ・インク(以下「シティグループ」といいます。)は、2014年2月12日、本邦以外の地域において、以下の優先株式シリーズLの要項に従い、シティグループのシリーズL 6.875%非累積優先株式の権利の1,000分の1を表章する預託株式 19,200,000 株を発行しましたのでお知らせいたします。

優先株式シリーズLの要項:

発行体:	シティグループ・インク
有価証券:	シティグループのシリーズL 6.875%非累積優先株式(以下「シリーズL優先株式」という。)の権利の1,000分の1を表章する預託株式19,200,000株
格付け*:	Ba3(見通しは安定的) / BB + (見通しはネガティブ) / BB(見通しは安定的)(ムーディーズ / S&P / フィッチ)
取引日:	2014年2月5日
決済日:	2014年2月12日(取引日+5営業日)
満期:	永久
残余財産分配優先権:	シリーズL優先株式1株当たり25,000米ドル(預託株式1株当たり25米ドル)
残余財産分配優先権総額:	480,000,000米ドル
公募価格:	預託株式1株当たり25米ドル
シティグループが受け取る手取金:	466,054,181.25米ドル(諸経費控除前)
配当率及び支払日:	シティグループの取締役会又は正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合、決済日(同日を含む。)から年率6.875%の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月12日、5月12日、8月12日及び11月12日(配当宣言があった場合、初回を2014年5月12日とする。)に行う(当該配当は累積しない。)。翌営業日調整(following business day convention)が適用される。営業日はニューヨークの営業日である。
初回配当支払:	配当宣言があった場合、2014年5月12日。
日数計算:	1ヶ月を30日、1年を360日として計算される。
発行体の任意による償還:	必要な連邦準備制度理事会の承認に従い、シティグループは、シリーズL優先株式を償還することができ、したがって、(i) 2019年2月12日又はその後の配当支払日において、随時、本優先株式に比例する数の預託株式の全部若しくは一部、又は(ii) 規制資本事由発生後90日以内のいずれかの時点において、本優先株式に比例する数の預託株式の全部(一部は不可)を、それぞれの場合において残余財産分配優先権の100%に相当する償還価格に償還日(同日を含まない。)までに宣言済みかつ未払いの配当を加えた金額(宣言されていない配当は累積しない。)により、現金で償還することができる。
減債基金:	該当なし。
上場:	本預託証券はticker「C PR L」でニューヨーク証券取引所に上場申請される。
議決権:	シリーズL優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により特に要求される場合、ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、及び(iv) シリーズL優先株式の議決権、優先権又は特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの基本組織書類に対する変更に関する場合を除き、議決権を有さない。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならない。
単独ストラクチャリング・コーディネーター兼単独ブックランナー:	シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク

*有価証券の格付けは、有価証券の購入、売却又は保有を推奨するものではなく、いつでも変更又は撤回される対象となる可能性があります。